

UNHCR 執行委員会

結論 第 106 号 (LVII) – 2006 年 –

2006 年 10 月 6 日

無国籍の特定、防止および削減ならびに無国籍者の保護に関する結論

執行委員会は、

世界の諸地域で無国籍の問題が根強く残っており、かつ新たな無国籍状況が生じつつあることを依然として深く懸念し、

国籍の取得、放棄または喪失について規律する法律を定める各国の権利を認識し、かつ、無国籍の問題は、国際連合総会によって、国家承継という幅広い問題の枠内ですでに検討されていることに留意し、

多くの無国籍者が直面している深刻かつ不安定な状況（これには、法的身分が存在しないこと、および、教育にアクセスできないことから市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利を享受できないこと、移動の自由が制限されること、長期化した身柄拘束状況に置かれること、求職活動ができないこと、財産所有権にアクセスできないこと、基礎的保健ケアにアクセスできないことが含まれ得る）について懸念を表明し、

若干の前進にも関わらず、無国籍者の地位に関する 1954 年の条約および無国籍の削減に関する 1961 年の条約の批准またはこれらの条約への加入を、限られた数の国（それぞれ 60 カ国および 32 カ国）しか行っていないことに留意し、

世界人権宣言によって宣言され、かつ、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約、市民的及び政治的権利に関する国際規約、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約および子どもの権利に関する条約で言及されている、すべての者が国籍を持つ権利および自己の国籍を恣意的に奪われない権利を想起し、

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳を平等にもつこと、および、いかなる種類の区別もなく、世界人権宣言に掲げられた権利および自由を享有する資格を有することを想起し、

国際連合総会によって高等弁務官に委ねられた、無国籍の防止および削減ならびに無国籍者の保護の増進に関する責任を再確認し、

無国籍の防止および削減ならびに無国籍者の保護に関する結論第 78 号 (XLVI)、ならびに、長期化した無国籍状況の解決について結論第 90 号 (LII)、第 95 号 (LIV)、第 96 号 (LIV) ならびに結論第 99 号 (LV) および第 102 号 (LVI) を想起し、

- (a) UNHCR に対し、各国政府、他の国際連合機関および国際機関、関連の地域機関ならびに非政府組織と協力しながら、無国籍の特定、防止および削減を支援し、かつ無国籍者の保護を増進させるための目標を明確に定めた活動を継続することにより、この分野における努力を強化するよう促す。

無国籍の特定

- (b) UNHCR に対し、国別プログラムの枠組みの中で他の国際連合機関、特に UNICEF、UNFPA、DPA、OHCHR ならびに UNDP と協力しながら、各国の領域に在留している無国籍の集団および国籍不定の集団を特定するための努力（これには、適当な場合には、出生登録および人口データの更新と連携したプロセスを含む場合がある）を行いまは再開するため、関係国政府と引き続き協働するよう求める。
- (c) UNHCR に対し、無国籍問題の性質および規模に関する理解の増進を促進し、無国籍の集団を特定し、かつ、無国籍の発生につながった理由を理解すること（これらはいずれも、問題への対処戦略を策定する際の基盤となる）を目的として、特に無国籍についてほとんど調査研究が行われていない地域で調査研究を実施し、かつ関連の研究機関または専門家および各国政府と共有するよう奨励する。
- (d) 無国籍者または国籍不定者に関する統計を保有している国々に対し、これらの統計を UNHCR と共有するよう奨励するとともに、UNHCR に対し、情報の収集、更新および共有のための、より公式、かつ体系的な方法論を確立するよう求める。
- (e) UNHCR に対し、無国籍者関連の活動について 2 年ごとに執行委員会に提出する報告書に、各国から提供された統計、および、無国籍の規模に関して学術機関および専門家、市民社会ならびに UNHCR 現地職員が実施した調査研究を含めるよう奨励する。
- (f) UNHCR に対し、技術的助言および運用面での支援を引き続き各国に提供するとともに、国際的および地域的レベルで関係諸国間の対話を推進することにもつながる、無国籍問題に関する理解の促進を図るよう奨励する。
- (g) 国籍および無国籍の分野で列国議会同盟 (IPU) との間に確立された協力関係に留意するとともに、さらに、国の行政機関および市民社会の間で意識啓発および能力構築を図るために国および地域の議会によって活用されている、2005 年の『国籍と無国籍—議員のためのハンドブック』 (*Nationality and Statelessness Handbook for Parliamentarians*) に留意する。

無国籍の防止

- (h) 各国に対し、子どもに身元を与えるための手段として出生登録および出生証明書または他の適当な証明書の発給を促進するとともに、必要かつ妥当である時は、その際、UNHCR、UNICEF および UNFPA の援助を得るよう求める。
- (i) 各国に対し、国籍の恣意的な否定または剥奪から生じる無国籍を防止するため、国際法の基本原則に一致する保障措置を採用しかつ実施する目的で自国の国内法および他の関連の法律の見直しを検討するよう奨励するとともに、UNHCR に対し、この点に関する技術的助言を引き続き提供するよう要請する。
- (j) 子への国籍の継授について親に課される制限、女性の国籍継授能力の否定、他国の国籍を確保しないままの国籍放棄、長期の国外在留を理由とする市民権の自動的喪失、軍役または代替文民役務の不履行を理由とする国籍剥奪、外国人との婚姻を理由とするまたは配偶者が婚姻中に国籍を変更したことを理由とする国籍喪失、および、差別的慣行から行われる国籍剥奪の結果として無国籍が生じる場合もあることに留意するとともに、UNHCR に対し、この点に関する技術的助言を引き続き提供するよう要請する。
- (k) 国家承継の際、関係諸国は、承継の結果として無国籍状況が生じることを防止するための適当な措置を整備し、かつこのような状況に対処するための行動をとるべきであることを強調する。
- (l) 各国に対し、真正の旅行証明書または他の身分証明書を有していない者（移民および密入国または人身取引の対象とされた者を含む）のための適当な解決策を模索するよう奨励するとともに、関係諸国に対し、必要かつ適当な時は、これらの者の国際人権法上の権利および関連の国内法を全面的に尊重しつつ、これらの者の国籍の状況の確認について相互に協力するよう奨励する。
- (m) 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する、人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書ならびに陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締約国に対し、これらの議定書で言及されている密入国または人身取引の対象とされた者について、旅行証明書および身分証明書を発給し、かつその送還を容易にする目的で、当該者の国籍の確認を援助する義務を尊重するよう求めるとともに、他の国々に対し、同様の援助を提供するよう奨励する。

無国籍の削減

- (n) 各国に対し、無国籍の削減に関する 1961 年の条約への加入を検討するよう奨励するとともに、締約国については留保の撤回を検討するよう奨励する。

- (o) UNHCR に対し、特に無国籍が長期化している状況において、無国籍の削減に関して各国を援助するため、他の関連の国際連合機関との協力を強化するよう奨励する。
- (p) 各国に対し、適当な時は、かつ 2005 年の国際連合総会決議 60/129 に留意しながら、関連の国際連合機関との連携に基づいて教育、住居、保健へのアクセスおよび所得創出の分野におけるプログラムを発展させることを通じ、無国籍が長期化した状況にある者の統合を可能とするための措置を検討するよう奨励する。
- (q) 各国に対し、子どもの権利に関する条約（CRC）第 7 条を念頭に置きながら、とりわけ国籍を付与しなければ子どもが無国籍となる場合に、すべての子どもが国籍を取得する権利を保障するよう奨励するとともに、さらに、UNHCR に対し、この目的のための技術的支援および運用面での支援の提供について UNICEF および UNFPA と協力するよう奨励する。
- (r) 各国に対し、適当な時は UNHCR の支援を得て市民権広報キャンペーンを組織することを通じ、市民権へのアクセス（帰化手続を含む）に関する情報を積極的に普及するよう奨励する。

無国籍者の保護

- (s) 各国に対し、無国籍者の地位に関する 1954 年の条約への加入を検討するよう奨励するとともに、締約国については留保の撤回を検討するよう奨励する。
- (t) UNHCR に対し、情報を積極的に普及するとともに、適当な時は、無国籍者を特定し、記録し、かつ無国籍者に何らかの地位を付与するための適当なメカニズムについて政府の担当者を訓練するよう要請する。
- (u) 無国籍者の地位に関する 1954 年の条約にまだ加盟していない国に対し、自国の領域に合法的に在留している無国籍者を国際人権法に従って処遇するよう奨励するとともに、自国を常居所地国として合法的に在留している無国籍者の帰化を、国内法に従って適宜容易にすることを検討するよう奨励する。
- (v) UNHCR に対し、特に無国籍者が自己の無国籍状況を是正するための法的救済にアクセスできるよう援助することによって無国籍者の保護および援助に貢献するプログラムを、関係国の要請に応じて実施するとともに、この文脈において、法律相談その他の援助の提供に関して適宜 NGO と協働するよう奨励する。
- (w) 各国に対し、無国籍であることのみを理由として無国籍者の身柄を拘束しないこと、および、無国籍者を国際人権法に従って処遇することを求めるとともに、無国籍者の地位に関する 1954 年の条約の締約国に対し、同条約の規定を全面的に実施することも

求める。

- (x) UNHCR に対し、1954 年条約の規定の一貫した実施を確保する目的で、同条約の実施に関する技術的助言を UNHCR が締約国に対して提供できるようにするため、UNHCR 自身の職員および他の国際連合機関の職員を対象とした、無国籍に関連する問題についての研修をさらに向上させるよう要請する。

¹ 決議 55/153 (2000 年) 「国家承継と関連する自然人の国籍」。